## 建設リサイクル法の施行状況における業界団体ヒアリング、自治体アンケート及び委員意見

			業界団体ヒアリング	自治体アンケート	委員意見(10/15、11/6の委員会発言)
項 目	着	目する観点	【ヒアリング実施団体等】 ・(社)住宅生産団体連合会(住団連) ・(社)全国解体工事業団体連合会(全解工連) ・(社)全国産業廃棄物連合会(全産連) ・(社)日本建設業団体連合会(日建連) ・自治体環境部局(東京都、大阪府)(自治体)	【アンケート実施自治体】 建設リサイクル法に係る事務を行う都道府県、市 町村(建設部局:434, 環境部局:117)	赤字:中環審 第1回委員会(10/15) 青字:社整審·中環審 第1回合同会合(11/6)
建設リサ	イクルの仮	<u></u> 進			
(1)分別		象建設工事の 模基準について	<ul> <li>・建築物解体工事の規模基準を引き下げるべきである【日建連】【全産廃連】【全解工連】【自治体】</li> <li>・撤廃【日建連】【全産連】【自治体】</li> <li>・10m2以上【全解工連】</li> </ul>	【建築物解体】	
	施	別解体等に係る エ方法に関する 準について		*意見無し(97%) *機械解体も認めるべき(2%) *構造ごとに解体方法を策定すべき(0.7%) *分別の目安を示すべき(0.5%)	
	再	定建設資材の 資源化に支障を す建設副産物 扱いについて	・有害物質の分別の徹底【日建連】 ・解体工事における有害物質の事前調査結果の 記載欄を法10条の届出様式に設ける【日建連】 【自治体】 ・法第10条の分別解体等体計画等を法第11条の 通知にも添付させる【自治体】	- 意見無し(100%) - 石膏ボードを特定建設資材に追加すべき(0.2%)	
	事	象建設工事の 前届出・通知に ハて	・現場の届出済表示義務の新設(届出済シールの表示)【全解工連】【全産連】 ・現場での延面積等の表示義務づけ【全解工連】 「全産連】 ・建築確認申請時における法10条届出の有無の確認が必要【住団連】 ・行政庁により異なる届出様式、添付書類等の統一的な運用、必要な事項を含む届出様式の見直しが必要【住団連】 ・届出書記載事項への再資源化施設名称等の追加【全産連】【自治体】 ・届出書への処理委託契約書の添付【全産連】 【自治体】	<ul> <li>意見無し(91%)</li> <li>通知は必要無い(6%)</li> <li>通知の期限を定めるべき(1.4%)</li> <li>・届出期限は直前でもよい(1.2%)</li> </ul>	
		体工事業の 録制度について	・解体工事業の法制的な整備(解体業法の新設、建設業法の改正、解体工事業の許可制(登録制))【全解工連】 ・解体工事施工管理に係る資格制度の整備【全解工連】【自治体】	* <b>意見無し(97%)</b> *他法令違反の欠格要件が必要(2%) *実務経験の裏付けが必要(0.5) *更新時は実務経験書類は不要(0.5%) *その他(0.7%)	・解体工事業の現状把握が必要である。(市場規模 設業許可業者との関係等)【出野委員】
	る 費 人	別解体等におけ エ事内容及び 用の明確化に いて	・発注者に対する罰則の強化【住団連】 ・適正な費用負担のための新たな制度創設【自治体】 ・適正な費用負担のための指定法人への費用供 託【自治体】	-意見無し(99%) -再生資源利用促進計画書を提出させる(0.2%) -品目ごとに処理単価を記載すべき(0.2%)	
(2)再資	指第	定建設資材の 定品目及び 資源化について	・特定建設資材の追加 ・廃石膏ボード【全産連】 ・廃プラ、建設汚泥、蛍光管、二次電池【自治 体】 ・特定建設資材廃棄物以外の廃棄物の分別及び 再資源化のため、Co.As.木材以外の分別の徹底 を明確にすべき【自治体】 ・廃棄物の流れの電子情報による一元的な管理 【自治体】	*意見無し(98%) *木くずは原則再資源化とすべき(0.4%) *特定建設資材以外も再資源化等を義務づける(0.4%) *瓦を特定建設資材に追加すべき(0.4%) *石膏ボードを特定建設資材に追加すべき(0.2%) *その他(1%)	・建設業特有の土砂や汚泥は、建設リサイクル法独の問題として総合的に取り組むことが必要である。藤委員】 ・畳については、構成部材ごとではリサイクルの取り組があり、また一般廃棄物にもなりうることから、微妙材であり対策がとりづらい部分がある。【平田委員】
		資源化等完了後 報告について	<ul><li>・再資源化完了の行政庁への報告義務の新設 【日建連】【全解工連】【全産連】</li><li>・再資源化完了報告の保存期間の明示【日建連】 【全解工連】【全産連】</li></ul>	* <b>意見無し(90%)</b> * <b>再資源化方法、再資源化量等も記載すべき</b> (5.9%) *都道府県環境部局にも報告すべき(3.3%) *その他(0.4%)	
(3)縮減	_	材の縮減の扱いついて	・縮減規定を削除すべき【自治体】	-意見無し(99%) -木くずは原則再資源化等すべき(0.4%)	

	項目	着目する論点	業界団体ヒアリング	自治体アンケート	委員意見
Ⅱ)頦	設廃棄物	 適正処理の徹底	1	<u> </u>	
	(1)適正処理	型 ①不適正処理が発生 するメカニズムに ついて	・自社処理と称した不適正処理の状況を改善する必要がある【住団連】【全解工連】	(該当無し)	・建設系の大規模な不法投棄は、中間処理後に行われているというケースが多分にあると認識している。【米谷委員】 ・不法投棄における排出事業者の定義は不明確である。【村上委員】 ・中小業者による木造建築物解体工事に関係する不法投棄と、大量の汚泥やCo塊が排出される大規模工事に関係する不法投棄では、形態が異なる。【織委員】・中間処理施設の能力を超えた量が排出された場合、超過分が処理されずに不法投棄になっていることは問題である。【織委員】・不法投棄件数を見ると、排出事業者が不法投棄や不適正事例に多数関係している。【崎田委員】・不法投棄における排出事業者がどれだというのは非常に不明確である。【村上委員】・不法投棄の第一の原因は、金銭を目的とする悪意の確信犯がやっている。【村上委員】・自治体の環境部局には警察権がなく、迅速な対応がとれないため、大規模事案が発生する。【嘉門委員長】
		②不適正処理の防止策について	・廃棄物全排出量の届出義務化【全産連】 ・廃棄物の流れの電子情報による一元的な管理 【自治体】(再掲) ・指定法人による不適正処理の管理【自治体】	(該当無し)	・長期保管は、摘発の行い方によっては条例で不法投棄として取り締まることが可能である。【佐藤委員】 ・不法投棄は、廃掃法におけるマニフェストの強化や契約書の強化等で相当程度減少していると認識している。【佐藤委員】 ・不法投棄・不適正処理については情報管理、情報のやりとりが必要である。【森委員】 ・不適正処理については、廃掃法の罰則強化や車両表示の義務化、書類携行の義務化等による摘発によって減少していると認識している。【平田委員】 ・建り法の届出とマニフェストの情報を照合すれば具体的な状況把握が可能であると認識している。【崎田委員】 ・マニフェスト(電子を含む)を使用しても、必ずしも不法投棄を抑制できるとは限らない。【村上委員】・・悪意の第三者に対しては、取り締まりが必要である。【村上委員】・・不法投棄対策では、罰則強化、監視の強化、取り締まりが重要である。【嘉門委員長】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2)取り締ま り		・パトロール方法の見直し、取り締まり強化(届出現場でなく、飛び込みによる立入の実施)【日建連】【全産連】	<ul> <li>意見無し(99%)</li> <li>・工事中止命令が出せるようにすべき(0.6%)</li> <li>・パトロールの適正範囲を明確にすべき(0.2%)</li> </ul>	・[再掲]長期保管は、摘発の行い方によっては条例で不法投棄として取り締まることが可能である。【佐藤委員】 ・[再掲]不法投棄・不適正処理については情報管理、情報のやりとりが必要である。【森委員】 ・[再掲]悪意の第三者に対しては、取り締まりが一番効果的であり、より厳しい取り締まりが必要である。【村上委員】 ・[再掲]不法投棄対策では、罰則強化、監視の強化、取り締まりが重要である。【嘉門委員長】 ・[再掲]自治体の環境部局には警察権がなく、迅速な対応がとれない(ため、大規模事案が発生する)。【嘉門委員長】 ・[再掲]不法投棄は、廃掃法など別の法律で規制強化を行って取り締まるべきである。【平田委員】
		②状況把握の強化について	・現場の届出済表示義務の新設(届出済シールの表示)〈再掲〉【全解工連】【全産連】 ・現場での延面積等の表示義務づけ〈再掲〉【全解工連】「全産連】	•意見無し(99%) •関係部局との情報連携強化(0.6%) •パトロールの適正範囲を明確にすべき(0.2%)	・[再掲]建リ法の届出とマニフェストの情報を照合すれば具体的な状況把握が可能であると認識している。【崎田委員】
		③行政における情報 共有等の連携強化 について	・届出等が情報共有できる法体系の構築【自治 体】	- 意見無し(99%) - 関係部局との情報連携強化が必要(0.6%)	
Ⅲ)棱	断的取組				
	(1)関係者の 連携強化	D ①分別解体、再資源 化に係る情報提供 について	・再資源化事業者に係る情報の発信【自治体】	<ul><li>・意見無し(98%)</li><li>・解体業者の技術向上のため講習会等が必要(1.8%)</li><li>・再資源化施設の認定等をすべき(0.4%)</li></ul>	
	(2)理解と参 画の推進	○		<ul> <li>意見無し(99%)</li> <li>広報を充実して欲しい(0.8%)</li> <li>業団体への啓発が必要(0.2%)</li> </ul>	

## (参考)

	•発生抑制			・構造物の保全策というものを考えて、長寿命化を行う 工夫が必要である。【横田委員】 ・住宅に関しては、200年住宅を目指している。【村上 委員】 ・発生抑制を建り法で促進するべきである。(建築の素 材・建て方の長寿命化、リサイクルしやすい部材)【横 田委員】 ・現時点では、建り法による発生抑制の効果がないの で、効果が出るようにすることが必要である。【崎田委 員】
	・再使用・再生資材の利用	<ul><li>・再生品の規格化、再資源化事業者の技術能力の担保等の情報発信【自治体】</li></ul>	*意見無し(99%) *再生品等の規格を設けるべき(0.4%) *公共工事で率先利用すべき(0.2%) *リユースを義務づけるべき(0.2%) *その他(0.4%)	・資材メーカーやハウスメーカーは、リユースやリサイクルの容易な建材について取り組むことが必要である。 【大塚(直)委員】